

聖公会神学院

2010年度 宣教と奉仕職論文

外国人排除の現実から問われる＜<sup>ホスピタリティ</sup>歓待＞  
～ その聖書的理解がもつ射程を検討する ～

主査：西原廉太 司祭      副査：広谷和文 司祭

パウロ 眞野玄範

# 1. 外国人排除の現実から問われていること

「わたしはただ近くにいる神なのか」と主は言われる。「わたしは遠くからの神ではないのか。」

エレミヤ書 23 章 23 節

「私は神と同じように異邦の者だ」と彼は言っていた。「だが神は崇拝され、私は執拗に追い回されている」。

エドモン・ジャベス『歓待の書』<sup>[1]</sup>

「今の時代は数多くの裸者と無宿者を私どもの許に運んできました。なぜなら沢山の彷徨者が私どもそれぞれの門前にいるからです。寄留者や移民は止まず、いたる所で整列して差し伸べられる手を目にするすることができます。…永遠の神の御言葉が、この僕の言葉を通してこの人々に家と寝台と食卓とを与えますように。」

ニュッサのグレゴリオス、説教「施し」<sup>[2]</sup>

## 1.1 <例外状態>への締め出し

### § 1.1.1 「不法滞在者」として見られるとは

神学院や教会で法務省の「外国人収容所」<sup>[3]</sup>を話題にして印象的だったことがある。幾人もの人から、「不法滞在の人が入っているのでしょうか？」と訊かれたことである。そのように、日常生活において疑問視されることなく使用されている「不法滞在者」という言葉は、<現実>において何を意味しているのか。

「不法滞在者」として見られるとは、どういうことか。それは強制送還されるということである。<sup>[4]</sup>

「早朝、ドアが開いて 30 人ほどの警備官がどかどかと部屋に踏み込んでくる。関係のない人たちを制圧している間に、5～6 人の警備官が目当ての被収容者を毛布ごとくるみ、部屋の外に運び出す。そして、別室に連れて行って強制送還することを宣告する。全くの不意打ちである。家族や知人に連絡することも、弁護士に助けを求めることも許されないまま、手錠・腰縄の状態で車に乗せられ、成田まで運ばれる。」<sup>[6]</sup>

送還の際に財産は保全されず、身の周りのものしか持ち出せない。長年の蓄えがあっても失うことになる。精神病薬や催眠剤を飲まされ、朦朧とした意識状態で送還された人がある。抵抗して押さえつけられ、そのまま死亡した人がある。<sup>[7]</sup> 家族から引き裂かれて帰国させられ、立ち直れない人がある。難民として庇護を求めていたのに強制送還され、

[1] エドモン・ジャベス、『歓待の書』、現代思潮新社、1991、p.110

[2] ニュッサのグレゴリオス、『司教と貧者』所収、土井健司訳、新教出版社、2007、pp.36-39 ※ 382 年 3 月に行われた説教。訳者によると、369 年夏にカッパドキアを襲った飢饉の影響か、この時代の東方地域で見られた人口増加の結果として生じた状況での説教と推定される。

[3] 正式名称は、法務省入国管理局「東日本入国管理センター」（所在地：茨城県牛久市久野町 1766-1）。「出入国管理及び難民認定法」で定義する用語では「入国者収容所」である。旧称「外国人収容所」の方が施設の性格を反映したもので、本論では旧称を用いる。

[4] 2009 年に強制送還されたのは 18,241 人。内訳は「不法残留」12,227 人、「資格外活動」797 人、「不法入国」4,503 人、「不法上陸」159 人、「刑罰法令違反等」555 人。（『出入国管理 2010』、法務省入国管理局）

[5] 「出入国管理及び難民認定法」第 5 章「退去強制の手続き」第 35 条で、「日出前、日没後には…住居その他の建造物内に入つてはならないと定められているのを「遵守」しているものと思われる。

[6] 齋藤紳二、『歓迎されない外国人』、イエズス会社会司牧センター、2007、p.55

[7] 2010 年 3 月 22 日、ガーナ国籍のアブバカル・アウドウ・スラジュさんが機内で「暴れだし」、入管職員の「制止」を受け、死亡した。2006 年 2 月、被収容者が抵抗中に頭を怪我して流血したままの状態では搭乗させられるところを機長が拒絶し、収容所に連れ帰られた。

刑務所に入れられたり、行方が知れない人がある<sup>[8]</sup>。妊娠中に送還された女性がいる。子どもを日本に残して送還された母親がいる。す巻き状態で送還された女性がいる<sup>[9]</sup>。強制送還を担当した後に辞職していった警備官たちがいる。

これが、一般国民が知る機会がほとんどないままに、「不法滞在者」の身に毎日のように起きている強制送還の現実である。凶悪犯が受ける処分ではなく（「刑罰法令違反等」に分類される人の割合は2009年度で3%）、まっとうに働き、生活していた外国籍住民が受ける処分である。法務省の警備官でもない我々までもが「出入国管理及び難民認定法」から人間を見ろということの＜道徳性＞を考えさせられないだろうか。

なお、法務省入国管理局は「不法滞在者」の居所を次のようにして把握する。外国人の集まる教会に目を付け、礼拝の時間を調べ、外で隠れて待ち構えて写真を撮り、家まで追跡して。子どもに目を付け、追跡して<sup>[10]</sup>。また、2004年から「不法滞在者5年半減計画」<sup>[11]</sup>の一環で始まった密告制度で一般国民に情報提供を求めることによって。法務省は、2010年1月の時点で、約9万2千人の「不法滞在者」がいると発表しているが、そのほとんどの人の所在地が把握されていると見られ、さらに在留資格がある人についても、「偽装結婚」等で不審があると目をつけた人を調べている。

### § 1.1.2 「外国人収容所」の現実が示していること

退去強制令書が執行されても何らかの理由で直ちに送還できない事情がある場合、その人は、法務大臣が「送還可能」と判断するまで「外国人収容所」<sup>[12]</sup>に収容される。

例えば、私が実際に面会した例では、難民不認定の取り消しを求めて訴訟中の人<sup>[13]</sup>、戦争で国がなくなったために国籍が失われて送還先がない人、自分が生まれた国から帰国を拒否されてパスポートを更新できずに失効し、それと共に日本の在留資格を失って、帰国も在留もできなくなっている人、そして難民申請者ではないが延々と収容されている人<sup>[14]</sup>、そんな彼ら・彼女らが「外国人収容所」で人生を失っている。

[8] 2003年9月、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に難民認定されながら、日本政府には認められず強制送還されたアフガニスタン人のグラム・フセインさんが、パキスタンの家でタリバンの残党と思われる集団に襲われた。「フセインを殺す」などと名指ししていたという。

[9] 2004年11月7日に大坂の収容所から送還されたベトナム人女性は、次のように証言している。「部屋に入管職員がやってきて仮放免の結果を伝えるからと言われて部屋を出た。書類を並べられ、サインしろと言われて、拒否すると10人ぐらいの職員がきて床に毛布を敷き、そこに押し倒された。手には金属手錠、脚は捕縄で縛られ、腰から下は毛布と捕縄で巻かれた。担がれて空港に連れて行かれた。機内では何度も床に落とされ、奥の席に引っ張って行かれた。帰りたくないと言っていると、一人が膝で腹部に乗り、二人が足を、一人が手錠で拘束された手を、一人が顔と首を押さえ、三人掛けの席に横にして押さえつけた。口に棒をかまされた。」（『壁の涙』, p.55-56）

[10] 子どもたちは、収容や強制送還のことを周りで見聞きして知っているため、毎日の生活で不安や恐怖を強いられている。日中外で遊んでいると目を付けられるので、夕方以後しか外出しなかったり、ほとんど外出しない生活をしていたりする。

[11] 「不法滞在者5年半減計画」：2003年12月に政府は「5年間で不法滞在者を半減する」とする目標を定めた。「不法滞在者を日本に『来させない』『入らせない』『居させない』を三本柱に総合的な施策」で、年間2万人の帰還が図られた。『居させない』対策として、「体制の整備及び強力な摘発の推進（摘発方面隊の設置、大阪局・名古屋局の新営等）」、「警察機関との連携による合同摘発の推進及び入管法第65条の積極的活用」、「出国命令制度の実施」が行われた。この一環で、2004年2月16日から入管のウェブサイト上で、「不法滞在者」と疑われる外国人の住んでいる場所、働いている場所を匿名で通報できる仕組みを作って、広く一般国民に「密告」を奨励し始めた。

[12] 2004年の牛久の収容所の新規収容人数は4810名と、従来の3倍になった。「半減計画」の結果、2010年12月現在の収容人数は相当に減少して、270名程となっている。近年の平均収容人数は、茨城県牛久市、大坂府茨木市、長崎県大村の3カ所でおおよそ1500名程度。

[13] 2009年10月31日の時点で収容されていた難民認定申請者の数は、331名であった（一次審査83名、異議申し立て・裁判中248名）。ちなみに、難民認定申請時に在留資格があった人の割合は、2007年56%、2008年46%、2009年38%である。難民化する状況では、旅券・ビザ等の取得が難しいことを考えると、高い割合ではないだろうか。難民認定で不認定になると退去強制令が出されるが、不認定取り消しの提訴中は原則として送還されない。しかし、日本政府はこれまでに提訴中の難民を送還した例がある。2005年1月には国連難民高等弁務官事務所が難民として認定したクルド人を強制送還した。ノン・ルフールマン原則の違反で、歴史的な暴挙であった。

[14] 延々と収容される人が多いのは帰国に同意しない人を処分保留にするためだが、それは自費出国させるためであると見られる。強制送還は法律上の原則では国費によって行われることになっているが、実際には2005年の場合で国費出国となったのは全体のわずか0.58%で、当事者の自費出国がほとんどとなっているのである。航空券の費用がまかなえないと、延々と収容所に入れられたままということになる。国費出国の場合は、本人や家族に事前に知らされず、突然執行される。（データ出典：『壁の涙』, 現代企画室, 2007, pp.134-142）

「外の景色が見える窓がない。身を横たえるスペースしかない共同部屋で、日中に数時間、共用スペースに出られるだけ。週末は部屋から出られない。ひとりになれない。トイレにも監視窓がある。シャワー室以外は監視カメラがある。二種類の弁当が交互に出されるけれど、慣れない食事で、冷たくて、うんざりしている。体の調子が悪くなって訴えたのに、なかなか応じてもらえない。やっと診てもらえたと思ったら、目を合わせず、触診もせず、話だけで薬を出された。面会室に来るには、身体検査を受けて7つのゲートを通る。戻るときも身体検査がある。麻薬をやった人や悪いことをした人と一緒にいたくない。彼らの話を聞きたくない。彼らと一緒にされたくない。いつになったら、どうしたら、ここから出られるのか？私は外国人というだけで犯罪者なのか？」

退去強制令を受けた人にとって、「外国人収容所」は法律上は通過点である建前だ。日本であって日本でなく、時間が存在しているのに存在しないことになっている場所である。それ故、退去強制令書による収容期間には上限がない。しかし実際には、2年、3年と収容されている人がいる（法務省は2年以上の人はいないと主張するが、面会活動で確認されている）。収容所は設置の本来の目的から逸脱して帰国の「説得」の常套手段になっているために、収容は長期化しがちで、また多くの人が複数回の「再収容」を経験させられることにもなっている。

なお、「外国人収容所」には、まだ退去強制令書の執行を受けていなくても、退去を強制できる違反の事実があった人は、どのような事情がある人であれ、収容令書によって収容される<sup>[15]</sup>。これは「全件収容主義」と呼ばれている方針で、このために、逃亡の可能性等で身柄を確保する必要のない人まで収容されることになっている。この場合は、収容期間は最長60日間と上限がある。

いずれの場合であれ、家族がいる人の場合、長期にわたって親が子どもから引き離されたり（子どもは児童擁護施設に入れられる）、夫婦が引き裂かれたり（生計が成り立たなくなるために、しばしば関係の破綻、離婚の原因になる）ということになる<sup>[16]</sup>。再収容を繰り返されると、「仮放免」<sup>[17]</sup>も収容所からの解放とは感じられなくなり、かえって苦痛となって、それを望まなくなる被収容者がいるほどであるが、それも帰国を促すための計算の内である。

「外国人収容所」には、まさにジョルジョ・アガンベンが『ホモ・サケル』<sup>[18]</sup>で分析した＜収容所＞の現実が見られる。そこは、主権権力による＜締め出し＞を受けた者が主権権力の拘束の下に置かれる場所である。そこでは被収容者は既に法の外に締め出されているが故に主権権力による諸権利の保障を受けられない。主権権力が支配する場所でありながら、主権権力が自らの適用を外すことによって自らを適用する場所であるので、そこには法の支配がなく、＜例外状態＞における決定主体である＜主権者<sup>[19]</sup>＞（として振る舞う法務大臣や収容所所長）の「裁量」<sup>[20]</sup>だけがある。

[15] 3段階の異議申し立てを経て、在留を認められないと退去強制令書が出される。収容令書による収容の場合は、空港や各地の入管に併設されている入国者収容場が使われることが多い。

[16] 2007年にあったフィリピン人家族の収容について、2010年12月9日、日弁連は法務大臣と入管局長に警告書を送った。この強制収容で中学生の長女、小学生の長男と次男、1歳の次女は児童相談所の保護所などに入れられた。両親は子どもたちと電話で会話できず、子どもたちだけで会話する機会も与えられなかった。こうして報道されるのは氷山の一角である。実習で聞き取りをした例では、児童擁護施設に入れられた2歳の女の子が、再会時に「このクソガキが」等の汚い言葉を覚えていてショックを受けたという母親の話を聞いた。

[17] 入国者収容所長または主任審査官は、収容令書もしくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者に、「仮放免」を許可できる（出入国管理法第54条）。申請には保証人、保証金、住居が必要とされる。仮放免された人は、定期的に入管に出頭してインタビューを受けて、許可を更新しなければならない（帰国の説得を受ける）。就労権がないために、生活は困難を極めることになる。健康保健にも入れないため、ちょっとした治療が必要になった場合にも多額の費用を払う必要がある。県を超えて移動する場合は許可を得る必要がある。

[18] ジョルジョ・アガンベン、『ホモ・サケル - 主権権力と剥き出しの生』、文社、1995（邦訳 高桑和巳、2003）

[19] よく知られたカール・シュミットによる定義は「主権者とは、例外状態に関して決定する者のことである」だが、ここでは、アガンベンによる註、すなわち、「規範は例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによって自らを適用する。したがって、例外状態とは秩序に先行する混沌のことでなく、秩序の宙づりから結果する状況のことであり」と共に理解したい。なお、アガンベンは、主権の最古の定式化として知られるピンダロスの断片169を論じて、「主権者とは、暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ」とも指摘している。（アガンベン、前掲書、p.32, 50）

[20] 収容所には「被収容者処遇規則」及びその細則があり、また収容から解放される道のひとつである「在留特別許可」の諾否のガイドラインがあり、また明文化されているかどうかは不明だが「仮放免」の諾否や保証金の額を決めるガイドラインがあると思われる。しかし、

そこでは法的秩序は宙づりにされていて、全ては法権利によってではなく、暫定的に〈主権者〉として振る舞うひとりひとりの「センセイ」（入管職員は被收容者に自分たちを「先生」と呼ばせている）や入管の医師<sup>[21]</sup>によって決まる。

「收容所内の一番大きな問題は、職員が私たちを人間として扱っていないことだ。人間らしい職員は 100 人中せいぜい 5 人くらい。<sup>[22]</sup>…彼らは弱い者、たとえばおとなしい人、日本語のよく分からない人、何かに怯えているような人に厳しく、怒ったり、どなったり、『おい』とか名前を呼び捨てにする。」<sup>[23]</sup>

その結果、「外国人收容所」では常識的にはとても考えられない「人権」侵害が常態化している（正確に言えば、そこはそもそも「人権」がない空間なのだが）。收容所内の様子は非公開であるが、面会での聞き取りが重ねられて知られるようになってきた。しかし、法務省に処遇の改善を求めても、答えは「私たちに義務はない」の一点張りで話し合いにならない。2010 年、3 月に西日本の收容所でハンガーストライキが、5 月に東日本の收容所でハンガーストライキが起きた。5 月には東日本の收容所で 2 名の被收容者が自殺。これまでの自殺、自殺未遂の件数は数知れない。「暴動」が起きて、何十人もの武装した入管職員が被收容者に殴る蹴るの暴行を加えるという事件も起きている。<sup>[24]</sup>

しばしば意味を見出しえない收容が行われて被收容者に対する精神的拷問となっているが、この意味なく効力を持つ〈法〉<sup>[25]</sup>の経験を、アガンベンはカフカの小説『審判』の中の説話「法の前」<sup>[26]</sup>に照らして考察している。

「(カントが『法の単なる形式』と呼んで論じたところの) 意味なく効力をもつ法のもとに置かれた生は、例外状態における生に似ている。例外状態においては、最も無垢な身振りや最も些細な忘却が極端の極みといった帰結をひきおこすこともある。ところで、カフカが描き出しているのはまさにこのたぐいの生であり、そこにおいて法は、あらゆる内容を欠い

---

これらは法権利を定めたものはないし、運用の実態は闇の中である。2009 年 7 月、法務省入国管理局は「在留特別許可に係るガイドライン」を改訂して公表した。これにより、従来は、明示されていなかった「在留特別許可」の諾否の判断で考慮される「積極要素」と「消極要素」が知られるようになった。積極要素には、子どもが小学校、中学校に相当期間通っていること等がある。消極要素には、過去に退去強制手続きを受けたこと等がある。「裁量」根拠の一端が示されたわけだが、法務省はこれが法権利的な性格を持たないことを強調している。

[21] 收容所には、500～1000 人の被收容者に対して、内科医が 1 人（週 4 日）、歯科医が 1 人（週 1 日）が常勤する。時々カウンセラーも来るという。処方された薬を服用するかどうかはチェックされ、服用しないと「反抗」と見なされる。病気を重くして仮放免を得ようとしていると疑われる。所内で対処できない場合は、外の病院に連れて行くことになっているが、滅多に実現しない（特に牛久）。外の病院に行くときは、手錠をされ、腰に捕縄をかけられるため、著しく尊厳を傷つけられる。

[22] 被收容者にやさしく語りかけ、励ましたり、慰めたりする警備官もいるということである。（『壁の涙』, p.29）結局、收容人数が増大する時期などは、收容される事情からも、收容所内の状況からも、被收容者のストレスがたまって捌け口は警備官に向かいがちになり、また逆に、警備官のストレスが被收容者に向かいがちになるといった、暴力の温床となるサイクルが生じるのだろう。1991～94 年は、過剰な收容状態が続き、劣悪な処遇、暴力的な扱いが常態化して、それから收容問題が一般に知られるようになった。

[23] トルコ国籍クルド人難民のデニズ・ドーガンさんの証言。デニズさんは日本の空港で難民申請した最初のクルド人。来日からの 6 年間で 3 回、收容された。1 回目は 1 週間、2 回目は 2 週間、3 回目は 1 年 7 ヶ月。法務省は職員をトルコに派遣し、トルコ政府と警察の協力を得て実家に調査に行った。難民として他国に庇護を求めていることが知られたら、本人も、残している家族や知人も危険にさらされることになるのである。これは単独の事例ではなく、難民申請者のことを、駐日大使館に問い合わせるなど、非常識な「調査」が繰り返されている。（『絶望の深き淵より～私の人生、これなに？～在日難民たちの証言』, 編著・発行 雨宮剛, エルダル＝ドーガン, 2006）

[24] 2004 年 12 月 10 日、東日本の收容所（牛久）で起きた事件。6 人あまりの被收容者が隔離室に入れられた。新聞でも報道された。なお、実態が知られるようになってきて收容所の処遇は改善された面もあるが、制圧の際に過剰な暴力が用いられるのは相変わらずのようである。ただし、普段はほとんどの警備官は無抵抗を貫いているらしいことも報告されている。（『壁の涙』, p.28）

[25] ドゥルーズも同様に、カフカの「法（掟）」をカントの法理論との関係で見た。ただし、カフカの作品の意図については別のところにあると論を展開していくのだが。アガンベンの議論の注解になるので引用しておく。（『カフカ』, 法政大学出版局, 1975, pp.87-88）

「カントは、法についてのギリシア的な考え方からユダヤ＝キリスト教的な考え方への転倒に関する合理的な理論を作った。つまり、法はそれに対してひとつの材料を与えるような、あらかじめ存在する善にはもはや依存せず、善が善として依存する純粋なフォルムである。法がそれ自体を表す形式上の諸条件の中で、法が表すものが善である。カフカは、このような転倒のなかにあると言える。」

[26] 邦訳では『掟の門』と訳されているものもあるが、直訳の『法の前』あるいは『掟の前』の方がカフカの意図に忠実であろう。カフカは『審判』の中の説話としても、それだけで独立した作品としても発表している。『審判』の主人公ヨーゼフ・K はある朝突然、理由の分からないまま逮捕される。なぜそんなことになったのか分からないまま犬のように殺される。

ていればこそ浸透するのであり、何の気なしに門を叩いたノックが制御不可能な訴訟を惹き起こしてしまう。」

「外国人収容所」ではしばしば職員による被収容者への暴行事件が起きているが、そのきっかけは、些細な規則違反<sup>[27]</sup>を職員が咎め、それがエスカレートする形が多いと報告されている。「夜中にタバコを吸った、夜中にゴキブリを叩いてうるさくした、処遇改善を訴えて騒いだ」<sup>[28]</sup>など。実習で知り合ったナイジェリア人難民の女性は、2010年9月、夜間に同室のフィリピン人女性の体調を気遣って職員を呼んだ時に収容の不当を口にし、その会話がエスカレートした結果、8人の職員に四肢を掴まれて担ぎ出され、懲罰房に入れられ、その際に殴る、叩く、引張る等の暴行を受けた。

彼女はしばしば「アム・アイ・クリミナル？（私は犯罪者なの？）」とやり場のない怒りの声をあげる。彼女は犯罪者にされているというよりも、「彼女の実存、彼女の身体そのものが＜訴訟＞である」<sup>[29]</sup>という事態に置かれているのだ。

難民は「開け放しの法の門」の前で待ち続けている（「すべての人は、法の前に平等であり…」とする世界人権宣言と、それを「考慮」する難民条約、そしてそれを批准した日本の法の前で）。あるいは『法の前』の番人が警告していた通り、門を入ったところで（「不法入国」しても）、依然として門の前にいることを、さらに恐ろしい門番が脇に立つ門の前にいることを発見している。我々は「生をもたらずはずの法が、死に導くものであること」<sup>[30]</sup>を目撃しているのだ。カフカが『審判』で簡明に描き出した事態が「外国人収容所」に現出している。難民は＜遺棄＞されている。

「遺棄は法のこれこれの長のもとに出頭せよと命ずる召喚状をなすわけではない。それは、法のもとに、法としての法のもとに、法全体のもとに、絶対的に現れてあるべしという制約である。同様に、締め出されてあるということは、これこれの法の手任に任されるということではなく、つまるところ、法全体のもとに置かれるということである。」<sup>[31]</sup>

＜遺棄＞されて「法の前」に「現れてあるべし」とされているのは、＜遺棄＞される前は「不法滞在者」と呼ばれ、今は単なる身体<sup>コルパス</sup>である人間である。国民国家に登録のない「不法滞在者（難民、無国籍者、事実上の無国籍者（国籍のある国の庇護から離れている非正規滞在者））」は、保健所に収容される野犬のごとくに、ただ＜剥き出しの生＞において扱われるのである。退去強制令を受けて「外国人収容所」に収容されるということは、「国民」等の＜主体＞として問われることと違うのである。

それゆえ、犯罪者が刑を受けることに意味を見いだすようにして収容に意味を見いだすようなことはできない。＜収容所＞は刑務所とは根本的に異質な空間なのだ。近代の歴史におけるその出自<sup>[32]</sup>がその性格を明瞭に示している。それは＜例外状態＞と戒厳令から生まれ、人間が＜剥き出しの生＞において＜主権者＞に管理される政治空間なのである。

[27] 「居室から連れ出し取調室に連れて行き、足で蹴る、殴る、足払いをして腰から落とす、体を持ち上げて床にたたきつけるといった行為を被収容者が正座して土下座するまで執拗に繰り返すなど。使われる道具としては、金属手錠、皮手錠、捕縄、舌噛み防止器具、毛布、竹刀、皮のグローブなど。」（高橋徹、『壁の涙』, p.50）

[28] 高橋徹, 「日本の外国人政策と入管収容施設」, 『壁の涙』 所収, p.50

[29] アガンベン, 前掲書, p.81 ※（カフカの『審判』の主人公である）ヨーゼフ・Kを「彼女」と置き換えた。

[30] ロマ 7:10 から。新共同訳では ζωήν を「命」と、ἐπιτολή を「掟」と訳している。ここでは、ζωήν についてはこの後の議論での訳との統一性のために「生」と、ἐπιτολή についてはカフカが旧約律法と西欧社会の法を重ねあわせて作品を書いていたことに因んで「法」と訳した。ἐπιτολή は旧約では人の発する命令にも使われており、ルカでも放蕩息子の譬でのように（15:29）、カフカのような人の発する命令と律法を重ね合わせる使い方が見られる。（『ギリシア語新約聖書釈義辞典 I』, p.524）

[31] アガンベン, 前掲書, p.89 における『遺棄された存在』（ジャン＝リュック・ナンシー, 1983）からの引用。

[32] 「歴史家たちは、収容所の最初の出現を、…1896年にスペイン人がキューバに作った強制収容所と同定すべきか、あるいはまた、今世紀初頭にイギリス人がボアア人を押し込めた強制収容所と同定すべきか、と問っている。ここで重要なのは、どちらの場合も、植民地戦争に結びついている例外状態が市民という住民全体に拡張されている、ということである。」（アガンベン, 『人権の彼方に』, p.44）

### § 1.1.3 近代の政治空間で問題にされる「生」とは

人間は、つねに何らかの生の形式を身にまとったものとしてのみ、社会的・文化的空間に存在し、政治の対象となるものである。近代以前に日常的に「剥き出しの生」において政治の対象とされることがあったとしたら、それは「奴隷」という形象においてであっただろうが、それも我々が連想する「大航海時代」以後の形象と重ねられるような存在様態であったのかは疑問である。旧約聖書や様々な史料から推察されるように、政治的権利や自由が制限されて非道な扱いを受けていたとしても、何らかの生の形式は身にまとして存在していたと考えられるからである。

古代ギリシアでは、今日我々が「生」として了解している言葉も使い分けられていた。βίος (ビオス) は「各々の個体や集団に特有の生きる形式、生き方」を、ζωή (ゾーエー) は「生きている全ての存在に共通の、生きているという事実」<sup>[33]</sup>を意味し、政治で問題にされたのは βίος の在り方・可能性であり、その質であった。自然的生 ζωή は、家 oikos の領域で問題にされるべき再生産の問題であった(近代の経済学、教育学はこの家 oikos を治める学に由来し、西欧中世でもなお家政の学であった)。そして、ヴァルター・ベンヤミン (1921) とハンナ・アーレント (1958)<sup>[34]</sup>を継承してアガンベン (1995) が政治学的な観点から展開させた論点であり、イヴァン・イリイチ (1989) が神学的・経済学的な観点から教会に対して注意を喚起した論点であるが、この自然的生 ζωή は、ギリシアの宗教でも、キリスト教でも、それ自体で「聖なるもの」とはされておらず、近代になってそう見なされるようになったのである。

ベンヤミンは 1921 年に、死刑制度をめぐる議論で「動物的な、さらには植物的な生命」と同様な意味で人間の「生」が議論されることに抗議して、「たぶん、いや間違いなく、このドグマの日付は新しい。衰弱した西ヨーロッパの伝統が、見失った聖なるものを茫漠たる宇宙の中に探そうとした、最後の錯誤がこれなのだ。もうひとつ考えておくべきことは、聖なるところで称されているものが、古代の神話的思考からすれば罪の極めつきの担い手であるもの、たんなる生命なのだ、ということである」<sup>[35]</sup>と批判していた。

イリイチは 1989 年に米国福音ルーテル教会での講演で、この「聖なる自然的生 ζωή」という近代的観念を教会が言祝いで「偶像」に祀りあげ、その祭司になろうとしているのではないかと注意を喚起した。「生」が一個の財産であるかのように観念されるようになってきていること、また技術の進展と共に「生」が資源化され、管理される対象となっていること、そのために求められるようになった「生命倫理」の専門家としてキリスト者が自ら任じていることを見ての警告であった。

「一千年を遙かに超える期間、次のことは全く自明でした。すなわち、生きていながら死んでいる人がいる一方、死んでいるのに生命に与っている人々がいるということです。それは単なる宗教的な主張ではありません。それは日常のごく当たり前の想定と化したキリストからのメッセージなのです。それ故、今日、子宮に着床させる受精卵に生命という言葉を用いるとすれば、それによってわれわれは、受肉した神を意味する言葉を濫用していることになるのです。」<sup>[36]</sup>

[33] ここでの βίος と ζωή の理解はアガンベンに従っている。ちなみにイリイチによれば：「βίος は人の一生涯という意味であるし、ζωή は生きていることの力強さといった意味に近い。またヘブライ語でも、この概念は存在するとしても完全に神学的なものであって、神の息といった意味合いを持っている。」

[34] アーレントは、『人間の条件』(1958)で、古代ギリシアでオイコス領域に属するとされていた再生産の問題を、近代政治が次第に中心的な問題とするようになると共に墮落してきたことを論じた。

[35] ヴァルター・ベンヤミン、『暴力批判論』, 1921 (訳 野村修, 1969, 晶文社) ※アガンベンの訳に従って邦訳を一部訂正した。

- 「ある悠遠の定理なるものを持ち出してきて、「殺してはならない」という戒律をさえもそれで根拠づけた気であるらしい一群の思想家がいる。その定理というのは生命の聖性という命題であって、これをかれらはあらゆる動物的な、さらには植物的な生命に及ぼしたり、あるいは人間の生命に限って用いたりする。…人間というものは、人間のたんなる生命とは決して一致するものではないし、人間のなかのたんなる生命のみならず、人間の状態と特性とを持った何か別のものとも、さらには、とりかえのきかない肉体をもった人格とさえも、一致するものではない。」(p.34)
- このベンヤミンの指摘は、死刑に関する議論の文脈で、すなわち暴力と法権利の連関の保持者(死刑に処せられる人)の生が、自然的生において議論されていることを批判した。アガンベンの『ホモ・サケル』は、この議論の継承である。

[36] 『「生命」の偶像崇拜』(1989), 『生きる思想』所収, 1991, p.286-287 / 『生きる意味』, 1992 (高島和哉訳, 2005), p.381-382 ※『生きる意味』では、「海のこちら側(欧州)では、驚くほど、この生命という構成概念が司法の言説に浸透しつつあります。…ドイツの場合、それは、ヒトラーが殺戮したユダヤ人ひとりひとりもやはり一個の生命と見なされていたという事実と何か関係があるのかもしれない」(1992, p.385-386)と述べている。アガンベンが『ホモ・サケル』(1995)で主題としたのは、まさにこのことであった。

キリスト教では、イエスが「わたしは復活であり、生である（ἐγὼ εἰμι ἡ ἀνάστασις καὶ ἡ ζωὴ）」（ヨハ 11:25）と語られて以来、<生ζωή>とはイエスとの関係を指す人格的な言葉のはずである。十字架で与えられ、十字架によらなければ求めることのできないものを意味する言葉のはずである。自然的生は神の息を吹き込まれた被造物として本来は神に属するものであるが、「人の住む世界」では罪の中に（神との関係に破れがある状態で）存在するのであり、聖別・聖化なしに神のものとなることはできないと理解されているはずなのだ。<sup>[38]</sup> 実際、聖書において、自然的生それ自体を、「聖なる」を意味するヘブライ語の חַיִּים / חַיִּים あるいはギリシア語の ἅγιος が形容している例はない。<sup>[39]</sup>

ところが、民主主義の法原則に立つ近代国家においては、「生」は、キリストから与えられた<生ζωή>も、諸々の形式（潜勢力）としての生 βίος も意味しなくなっており、法に書き込まれる自然的生ζωήを第一義的に意味するようになって、それが政治で問題にされるようになったのである。アガンベンは最初期の例として「身体を持つべし」という 1679 年の人身保護令状を挙げている。歴史を画したのは 1789 年のフランスの「人間と市民との権利の宣言」であった。封建体制では「生まれ」の原則と主権の原則は分離されていたが、民主主義の確立において「この二者がいまや取り返しの付かない仕方ですとつになり」、<sup>[40]</sup>それが「国民国家」を作り出す基礎とされていったのである。<sup>[41]</sup>

通常は「生」は直ちに国籍に登録されるため、すなわち「人間」は人権の主体である「市民」となって姿を消すため、

[37] 「いのち」にあてる漢字は、「命」は「生きる力」の意味合いを、「生」は包括的な意味合いを持つと考えられ、その違いから「命」の方が神学的意味が込められていることを示しやすい。しかし、聖書では、ギリシア語の一般的用法で包括的な意味合いを持つζωήが使われており、また参照している欧米での議論では life という語において考えられていることに鑑みて、本論では「生」で統一した。

[38] 本論では、自然的（アダムの）生ζωήとキリストの生ζωή、そして生の形式βίοςの関係を、次のように理解している：個々の歴史的状况における諸々の生の形式のひとつとしてキリスト者の生の形式があり（cf. 「ひたすらキリストの福音にふさわしい市民としての生き方をしなさい（Μόνον ἀξίως τοῦ εὐαγγελίου τοῦ Χριστοῦ πολιτεύεσθε）」フィリ 1:27）、それに包まれて、それと不可分な状態において自然的生は存在する。生の形式は、主なる神がエデンの園から追放する際にアダムとエバに作って着せられた「皮の衣」（創 3:21）であって、神との関係に破れのある世界で生きていくために神が与えて下さった<剥き出しの（裸の）生>を守るための手段であり、それ自体は各々に合わせてこの世界に属するものから作り出されるものである。神から与えられた生ζωήと生の形式βίοςとは、この世で神から隔てられているが、キリストの生ζωήを通して、聖霊の内に聖化されて、<永遠の生ζωή>への回帰＝ζωήの全体性の回復＝宇宙的なく癒し>のしるしとなる。「自然の命の体が蔭かれて、（終わりの時に）霊の体が復活する」のである（1 コリ 15:35-58）。

[39] 『ギリシア語新約聖書釈義辞典 I』（ホルスト・バルツ、ゲルハルト・シュナイダー編、教文館、1980、pp.43-48）の ἅγιος の項の要点：  
○ ギリシア語聖書で「聖なる」の意味を表すほとんどの場合に用いられている ἅγιος という語は、ギリシア世界では用例は比較のまれであるが、七十人訳聖書において חַיִּים / חַיִּים の訳語として非常に多く用いられており、さらに ἅγιος からの新しい語の形成も見られる。旧約聖書では、「聖なるもの」とは、直接的に神に属し、神へと方向づけられているもの、そして預言者たちが強調したように、神による選びに忠実に、全面的に神に属するものであるようにという要請にふさわしく生きようとするものを意味する。

○ 新約聖書での ἅγιος 及びその類語の用法はヘレニズムのユダヤ教の言語および神学を前提としているが、神が霊の賜物において信仰者に対して直接的に臨在する神として体験されるようになったことと相応じて、新たな意味合いを持ち、新たな用いられ方もしている。

ἅγιος の新約における用例の 1/3 以上は終わりの時に神から与えられる救いの賜物としての聖霊に関連づけられ、約 1/4 は聖なる者としての、あるいは聖化に頼らざるをえない者としての信仰者に関連づけられている。

神の救いの賜物、特に神の霊の賜物に、限定語として付加される ἅγιος の用法において、<聖なる>は神の自己伝達、自己譲渡としての霊を示す。その結果、霊は信仰者にとって体験可能な神ないしはキリストの現臨と等しいものとなる。パウロが聖霊という言い方をする場合に、既に信仰者に与えられた、あるいは彼らのうちに宿っている霊に限定されている。

神の召しとキリストの救済の業の故に、信仰者は<聖なる者>である。教会は<聖なる民>であり、キリストは教会のために自らを与えられた。「聖なる」は、ここでは信仰者の状態あるいは性質を意味しているのではなく、むしろキリストによって引き起こされ、彼らをこの世から神へと引き離す聖別のことを意味する（コロ 1:12-13）。特にヘブライ書は、キリストの救済の行為を、信徒の聖化をもたらす贖いの犠牲という観点から展開する。ただし、夫婦の一方が信徒であるならば、他方も、また子たちも、「聖なるものとされている」という理解が示されていることでも証せられているように（1 コリ 7:14）、聖を祭儀に規定され媒介されたものと理解することや、排他的に聖霊の働きと結合させることは、誤りである。神から贈られる清さは、聖なる宮、キリストのからだとしての新しい民全体の中に、互いへのアガペの実践において、実現する。接触による汚れといった発想は、そこにはない。聖なること及び聖化は、信仰者が神の聖性を包括的に受容し、それによって神との交わりの中に歩み入ることができるようになることを意味しているのである。

[40] アガンベン、『ホモ・サケル』, p.170

[41] アガンベン、『人権の彼方に』, p.29



<剥き出しの生>のままであることはない。しかし、何らかの理由でこの虚構が成り立たない場合、すなわち「生まれ」と「国家」との間に断絶がある場合には、その人間は主権権力によって、<剥き出しの生>として<例外状態（秩序の宙づりから結果する状況）>に捉えられ、<聖なる生>として、ローマの古法にある<ホモ・サケル>のように「殺害可能・犠牲化不可能」な存在（人の法からも神の法からも除外されたもの）として扱われることになる。アガンベンは分析した。<sup>[42]</sup>これがおそらく、「外国人収容所」に収容されることの意味、難民であることの意味である。

## 1.2 <例外状態>の常態化

### § 1.2.1 「難民」という人間の形象の誕生

<国民=国家=領土>という虚構に立つ「国民国家」なる法的-政治的構造は、「外国人」に直ちに重大な帰結をもたらさずには置かない。

早くも 1832 年には、フランスの法務大臣ギゾーが、今日に至るまで難民問題に関する体制の論理となっている主張を提起した。彼は、「援助金を交付する前に、被援助者が本当に政治的出来事が理由で国を離れたのかどうかよく見極めるべきである。さもなければ、浮浪者、犯罪者、あらゆる不幸な人々が、援助金欲しさに殺到するだろう」と述べたのであった。<sup>[43]</sup>日本の「出入国管理および難民認定法」では、第 5 条に、「次の各号の一に該当する外国人は、本邦に上陸することができない」として「貧困者・浮浪者」（第 3 項）を挙げ、また難民申請者は「経済的動機」をしつこく疑われるが、それは国民国家の誕生当初からの排除の論理なのである。<sup>[44]</sup>

そして、この「見極め」のために身分証明の問題が生じた。<sup>[45]</sup>国籍の保有によって人間の間に境界線が引かれて、「外国人」が排除の対象にされるようになった。

「国民」が社会史上の問題として成立したのは普仏戦争にフランスが敗北して保護主義が強くなった 1880 年代以後であると考えられている。それまでは国境を越えるのに必要であった通行証が廃止されて、新たに国境を超えるのに必要なものとして国家主権が独占的にパスポートを発行するようになった。また 1889 年に新たな国籍法が施行されて、フランス人と非フランス人が明確に区別されるように、また植民地出身者を二級市民として区別できるように、境界線が引かれた。近代以前には身分同定はユダヤ人の割礼や犯罪者に押す烙印のように身体にしるしを刻み込むことによって行われていたが、国民国家はその体制の確立のために様々な技術を発明することになった。指紋押捺による鑑識、写真による鑑識等である。1893 年にはフランスは写真を使って全ての外国人を登録するようになり、これによって<生体情報>が登録されていない外国人は「不法滞在者」ということになった。イギリスは全ての外国人に身分証明書の携帯義務、提示義務を課すようになった。<sup>[46]</sup>

[42] 近代の「聖なる」という観念は、宗教的なものではなく、政治的なものだ、というのが、アガンベンの議論である。

[43] 鶴飼哲、「難民問題の現在」、雑誌『現代思想』、青土社、2002/2、pp.48-49

[44] 他に、「犯罪者」（第 4～9 項）、生政治的な関心：指定感染症の患者（第 1 項）、精神障害者（第 2 項）、治安維持の関心：体制転覆を謀るもの（第 11 項）、労働争議を勧奨するもの（第 12 項）などがあり、かつてはハンセン病者の項目もあった。

[45] 日本での難民認定のためのインタビューの実態はすさまじい。トルコ国籍クルド人難民のエルダル・ドーガン氏は次のように証言している（『わたしの人生、これなに？』、p.137）：「普通インタビューは二日かかる。朝 10 時から夜 6 時、時には 9 時頃までかかる。私は宗教関係、特にアレヴィー派のこと一番話したかったんだけど、相手は聞いてくれなかった。難民申請している一番大切な理由については、拷問のことなどちょっと聞いてくれたけれど、ほとんど聞かない。いくら話したくても聞かないでバカ質問ばかり。例えば、「あなた今日何を食べたか。ウチにキッチンある？トイレある？働いている？一日いくら？国に電話する？何話していますか？…」もうばかばかしくて我慢ならない。それに通訳がひどかった。担当者の質問も私の言っていることもちゃんと説明できない。私頭にきたから「あなたいつもこんなことしてたんですか。このインタビュー、私たちにとつてもものすごく大事なことです。私達の人生、あなたのおもちゃじゃないよ」って本気で喧嘩したんですよ。担当者とも喧嘩したので、10 時から 5 時までの予定だったインタビュー、12 時で終わった。そして、12 月 13 日捕まったんですよ。（※インタビューが行われたのは 2002 年 11 月 18 日）」

[46] 日本では 1954～80 年の年平均で、外国人登録証の 3 年ごとの切り替えを忘れただけで検察庁に送られた在日コリアンは年間 5 千

この前史の上で、第一次世界大戦中に、またその戦後処理の過程で、「難民」という人間の形象が誕生する。

第一次世界大戦中、西欧諸国は国籍剥奪を可能にする法を制定し、「敵」国の国籍を持っていた帰化人や反体制的に見なされた国民から国籍を剥奪した。そのため出自によって敵国人とされることへの恐れから、無国籍者が大量に生まれた。また、国籍を持つ限りは国家に保護され、国籍を持たない者は保護されないという明確な区別が生まれた。<sup>[47]</sup>そして総力戦・総動員体制の中で人種主義的意識と共に民族（＝国民）主義的意識が形成された。こうして「外国人は国際法上の原則からいうと煮て食おうと、焼いて食おうと自由である」（法務省参事官・池上務 著『法的地位 200 の質問』, 1965, p.167）<sup>[48]</sup>等という主張の根拠となるような理解が定着した。戦後は、東ヨーロッパから中央ヨーロッパにかけて「民族自決」理念において構成された新しい「国民国家」群の内部で、「少数民族」が作り出され（住民のおよそ 30%が少数民族になった）、名目上の多数派である「国（家）民（族）」に権力が集中することになった。「生まれ」によって差別・分断の線が引かれたのであった。そこでまた国籍剥奪・国外追放が起り、無国籍者・難民の群れが生まれた。政治的というよりも民族的な理由で迫害を受けて難民が発生する構造ができたのである。

このように、現代社会で問題となる「難民」という人間の形象は、そもそも政治的亡命者としてイメージされるような個人的事例としてではなく、構造的に作られる大衆現象として出現したのであった。ハンナ・アーレントは『全体主義の起源 II』（1951）の「国民国家の没落と人権の終焉」と題した章で、このことを次のように分析した。<sup>[50]</sup>

「彼らのまだしも幸運な先輩たち、宗教戦争の被迫害者たちと違って、この難民と無国籍者の大群は、関係者の善意と人道主義的な努力にも関わらずヨーロッパ内のどこにも住みかを見つけることができなかった。ネーションの基礎をなしていた民族 - 領土 - 国家の旧来の三位一体から諸事件によって放り出された人々は、すべて故国を持たぬ無国籍者のままだに放置された。国籍を持つことで保証されていた権利を一旦失った人々は、すべて無権利のままに放置された。第一次世界大戦以来現実に起こったことは何一つ修復されず、不幸は何一つ阻止されなかった。

… 庇護権は国民国家に組織された世界においてはもはや権利ではなく単に寛容に基づくものとなり、その寛容も慣習と伝統に従ったのであって決して人権宣言に立脚しているのではなかった。

… 国家のほうでは、外国系住民を可能な限り多くの行政的カテゴリーにきちんと分類して無国籍者をできるだけ残さないようにすることに関心を持っていたのに対し、外国人の関心はこれとは逆に、亡命者、『無国籍者』、『経済移民』、『旅行者』などの区別を不可能にする混乱の中に姿をくらますことにあった。該当する外国人が本当はどのカテゴリーに属すのかは、本人が本国送還や移送の危険に脅かされるまではなかなか分からなかった。

… 無国籍者に欠けているのは彼の属すべき領土であるが、それに代わる唯一の実際の代替物はつねに**難民収容所**だった。それは世界が無国籍者に提供しうる唯一の祖国なのである。

---

人、登録証の不携帯で検察庁に送られた数は年間 3 千 2 百人にのぼった。その後の 20 年間にわたる在日外国人の闘いの結果、2000 年 4 月に外国人登録法上の指紋制度が全廃。しかし、2006 年 5 月、在留資格を持つ人も含めて全ての外国人の指紋と顔画像を登録する入管法の「改正」が公布された。この情報は、無期限で保存され、他国から求めがあれば提供される。2009 年 7 月 15 日、さらなる外国人の管理徹底を目的とする入管法の「改正」が公布された（発効日は遅くとも公布から 3 年以内）、従来は入管法に基づいて入管が行っていた情報把握と外国人登録法に基づいて地方自治体が行っていた情報把握が法務大臣の下に一元化され、法務省が発行する「在留カード」の常時携帯が義務づけられることになるが、これは主要な個人情報記録された IC カードであり、それをいつでもチェックされる状態を強いられることになる。まさに IT 時代の「アパルトヘイト」政策である。短期滞在者や特別永住者は対象にならないが、永住者の在留資格をもつ人、日本人と結婚して在留資格を持っている人は対称になる。非正規滞在者は、この体制への移行によって「見えない人間」になる。従来は住民として税金を払って受けられた公共サービスを受けられなくなる。（参考：佐藤信行、「多民族・多文化社会と植民地主義・人種主義の克服～『外き協』結成から 20 年、今日の課題」、雑誌『福音と世界』, 新教出版, 2007/5）

[47] 日本は 1925 年に治安維持法を制定した。それは、西欧の国籍剥奪法と同様に、「外国人や外国と密通したもの」（貴族院の修正案）を特に念頭に置いてはいたが、国籍剥奪はしなかった。なお、日中戦争以後（1937～）、国民間に線を引く「非国民」の観念が定着した。

[48] 19 世紀末までは西欧諸国で保護の対象は逆に外国人であった。（鶴飼哲, 前掲論文, p.49）

[49] 『寄留の民の叫び』, 李仁夏, 1979, p.93

[50] ハンナ・アーレント, 『全体主義の起源 2』, 1951, (大島道義・大島かおり訳, みすず書房, 邦訳 1972), p.236, 256, 260, 264, 286

… 人権という構想は、人間そのものの実存とされるものに基礎をおいていたが、この構想は、人権を唱道する者が、人権以外のあらゆる特質や特定の関係を真に失った人間と初めて向かい合った途端に瓦解した。」

日本は韓国併合条約（1910）により朝鮮人を「日本国籍」を持つ者として強制的に包摂しながら、日本「戸籍」と分けた朝鮮「戸籍」に登録して帝国憲法の適用外に置き、かつ「日本国籍」からの離脱を許さなかった<sup>[51]</sup>。朝鮮人を、〈例外状態〉に締め出したのである。1923年の関東大震災における朝鮮人虐殺は、〈収容所〉でセンセイが難民を扱うように、日本の一般市民が〈主権者〉を自ら任じて朝鮮人を〈ホモ・サケル〉として扱った事件であった。常態化していた〈例外状態〉が可視化されたのである。災害は日常は意識されていない社会構造を暴き出すものなのだ。

敗戦後は、日本国憲法が施行される前日の1947年5月2日、天皇ヒロヒトが最後の勅令として「外国人登録令」を公布・施行し、「当面は日本人であるが、外国人と見なす」者として日本にいた旧植民地人に登録を義務づけ（その9割をしめた朝鮮人にはこの時点で国家がなかったにも拘わらず）、引き続いて〈例外状態〉に拘束した<sup>[52]</sup>。そして、1952年4月、サンフランシスコ条約発効と共に、日本政府は旧植民地人から日本国籍を剥奪し、他方では外国人登録法と出入国管理法を作って日本国籍喪失者を〈例外状態〉に捉えておく体制を維持し、それが後に移住者・難民受け入れに用いられた。一貫して動機として働いているのは、治安維持への強い関心である。アガンベン「難民が…不安な一要素を表象しているのは、とりもなおさず難民が…主権の原初的虚構を危機にさらすからである」<sup>[53]</sup>と述べているが、これは固有の生の形式をもつ人間としての回復を求める在日コリアンの運動が早くからもたらしていた認識であろう。体制は〈剥き出しの生〉の現前を容認しないものであるし（〈収容所〉によって隠すべきものだ）、自らの拠って立つ国民国家の論理の故に少数民族の存在に潜在的な法措定的暴力の影を見て脅えるのである。定住外国人を標的として活動する「在特会」<sup>[54]</sup>等は、自ら任ずる〈主権者〉の責務として無自覚と熱狂のうちに醜悪な〈偶像〉の顔を衆目にさらしつつ、その現前を阻止しようとしているのだと考えられるだろう。

西欧では、1951年に、それ以前にヨーロッパで起きた事件の結果生じた難民だけを対象とする「難民の地位に関するジュネーヴ条約」が作られ、国際難民機関（IRO（UNHCRの前身））ができた。しかし、主権国家内部で解決が不可能であったからこそ作られたのに、この難民条約は国家の主権を全面的に認め、主権を制限するための政治的性格を持たされず、人道的・社会的な性格しか持たされなかった<sup>[55]</sup>。そして、難民認定においては、当人の申請と同定を前提にし、当人に迫害の有無の証明の責任を負わせた。〈例外状態〉に締め出された人間の保護が目的であるはずなのに、初めからそれが不可能な仕組みとして作られたのである。それでも成立しえたのは、対象が欧州人であったことと、冷戦の開始に伴う「東」から「西」への亡命者の保護という政治的な動機が働いたこと、さらに欧州で戦後の経済の

[51] 鄭栄桓,「朝鮮『解放』と在日朝鮮人の法的地位」(金耿昊による記録),『Cut'n' Mix』Vol.4,発行:在日韓国YMCA&RAIK,2010/7

[52] 「日本に残留した朝鮮人たちは…『独立した国民』『正当な外国人』としての取り扱いを要求し続けた。しかし、日本政府はこのような…インパクトを排除しようと執拗に働きかけていくのである。…1946年にはGHQに朝鮮民族に対する裁判権を認めさせ、『解放民族』としての扱いを骨抜きにした。…(外国人登録令の実施にあたっては把握のために朝鮮人団体の証明を資料とすることなどの妥協をしたもの)…1949年の外国人登録令改定を通して、朝鮮人団体に対して行った譲歩を全て覆していく。…同時に、朝連・民青の強制解散や朝鮮学校閉鎖という形で在日朝鮮人団体の物質的な破壊を実行し、また大韓民国側の在外国民登録と外国人登録とのすりあわせの要求についてもこれを拒否するなど、朝鮮人の介入を排除し、日本政府が専管的に朝鮮人を『管理』するという意志を貫徹させていくのであった。これはいわば『外国人登録令』への包摂を通じた、朝鮮人の独立=『外国人化』の阻止であった。」(鄭栄桓,前掲講演録)

[53] アガンベン,『人権の彼方に』,p.30

[54] 「法の手中にはない暴力は、それが追求するかもしれぬ目的によってではなく、それが法の枠外に存在すること自体によって、いつでも法を脅かす。」(ベンヤミン,前掲書,p.13)

[55] 「在特会(在日特権を許さない市民の会)」:2007年発足。彼らの言う「在日特権」とは特別永住資格のこと。対象は在日韓国・朝鮮人に限らず、非正規滞在者にも向けられる。難キ連が日本で生まれ育ったフィリピン人の子どもを支援した時にはターゲットにされた。

[56] 難民条約第一章第一条Aの難民の定義から

[57] 難民条約前文で「すべての国が、難民問題社会的及び人道的性格を認識して…」と、難民に関する問題の立て方を定式化した。

[58] 「条約起草の段階から西側諸国は、東側から逃れてくる亡命者のみを保護の対象にする旨を口外して憚らなかった。」(阿部浩己,「消されゆく難民たち」,雑誌『現代思想』,2002/11,p.82)

復興期、成長期に労働力が必要とされたことなどの事情から、「寛大」に各国が難民認定を行ったからであった。

1967年に範囲限定を解除する追加議定書が作られ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が創設されたが、「南」<sup>[59]</sup>の国々で大量に発生する難民は条約難民にあたらぬなどと議論され（そもそも定義に問題があったわけだが）、冷戦の代理戦争という政治的文脈や「北」への庇護請求者の移動の抑止といった動機から、「難民キャンプ」への人道援助に比重が移されていった。結果として、難民を実際に庇護するのは貧困に苦しむ周辺国であり、またそこに住む人々ということになった。<sup>[60]</sup>教会は「難民キャンプ」での援助事業の主要な担い手として働いてきたが、その資金の多くは政府からの助成に拠っていることもあり、この構造的不正義に荷担してきた意味合いは否めない（※補論を参照）。

西欧諸国では、1970年代、経済状況の悪化と共に難民の処遇に影が差し始め（※正規移民の受け入れは第一次オイルショックが起きた1973年を境にほとんどの国が中止）、1980年代、「南」からの庇護申請者が急増すると共に認定が制限され始め、1990年代、難民条約体制を支えていた冷戦イデオロギーという基盤が消えて、「東」からの庇護申請者が急増する中で、「難民を守る法」は「難民から国家を守る法」へと相貌を変えた。欧州統合の過程と相まって、「空港での国際区域の設定、「安全な第三国」概念の導入、再入国保証協定の締結、庇護国を選択する権利の剥奪、立証基準の厳格化、迫害概念の限定（非国家主体による行為を除外する解釈）、庇護申請者の収容、庇護申請者への生活保障水準の切り下げ、難民資格推定法理の放棄などの「入国阻止レジーム」を構築する共通政策が打ち出された。<sup>[61]</sup>

日本政府は1981年に難民条約を批准したが、当時既に難民条約の国際体制は綻びを見せ始めていたのである。日本は批准にあたって新たな法を制定せずに入出国管理法の修正で間に合わせ、「不法」を疑うことを使命とする入国管理局に、庇護を与えるという異質な目的の難民認定の働きを兼務させ、難民をほとんど認定しない運用をしている。<sup>[62]</sup>これが国際社会で罷り通ることには疑問を持たれるが、UNHCRの運営費用を多く担うことでの免責というよりも（拠出金額2～3位）、西欧諸国を真似た政策であるために道義性を問にくいのではないか。問題は、しかし、難民条約体制への誠実ではなく、東アジアの国家間での歓待法の樹立であろう。主権の制限がその解決の鍵であり、また歴史的現実として〈国民＝国家＝領土〉の虚構が有効性を失ってむしろ紛争状態を作りだし、維持する構造として機能するようになっていたことを考えれば、当事国家間での政治的合意形成にこそ重点が置かれるべきではないか。

ともあれ、第二次世界大戦後、人道主義の精神によって難民問題は解決されるかのように考えられた時期があったが、それは西欧諸国の政治的経済的事情が作りだした見せかけの状況だった。ハンナ・アーレントが分析した事態は、むしろアジア、アフリカ諸国が国民国家として独立していく中で着実に広がったのである。ほとんどが多くの民族を抱えているそれらの国々は、「開発」の圧力の中で多くの「(国内)難民」や「移住者」を発生させ、「人間と市民との同一性、生まれと国籍との同一性」の間に亀裂を生じさせ、〈例外状態〉を常態化させてきた。そして「北」の国々では、政治の中心に自然的生への配慮を位置づける国家の諸制度による管理がますます生活を浸食し、「すべての市民が、ある特殊な、だが現実きわまる意味で、潜在的にはホモ・サケルの姿を呈している」<sup>[63]</sup>事態になっている。

[59] 「北」と「南」は、地理的な位置ではなく、各々資本主義経済における「中心」と「周縁」の位置を指す慣用的な表現として用いた。

[60] 「難民が出てきたとき最初に一番頼りになるのが受け入れた地元の人たちなんです。決して政府でもないし、UNHCRでもない。NGOでもないと思うんです。やはり最初に受け入れるのは自分たちの村に流れ込んできた人たちをかくまい、自分の家のどこかに場所を与えて、そこで生活させてやる地元の人たちです。」（『難民問題と私たち』、浅羽俊一郎、別冊東京青年2002年7月号所収、p.26 ※講演時、UNHCR日本・韓国地域事務所副代表）

[61] 阿部浩己、前掲論文、p.83-84

[62] 1997年まで年間1～2名の認定が続き、それ以後は2桁台の認定が続いている。改正入管法が施行された2005年に認定数が増えて46名、最も多かった2008年に57名（申請者1599名、補完保護数360名）が認定された。他国とは比較にならない認定数である。2008年の幾つかの国の例を挙げると次の通りである（認定数／人道配慮等での補完保護数／申請者数 ※ UNHCRのデータ）：オーストリア（3753/1628/12841）、ベルギー（2696/332/17115）、カナダ（7554/-/34800）、デンマーク（306/360/2360）、フランス（9648/1793/42599）、ドイツ（7291/562/28018）、イタリア（1785/8234/30324）、オランダ（515/5161/13399）、ニュージーランド（139/-/387）、ノルウェー（1150/2582/20505）、韓国（32/22/364）、ロシア（350/797/5418）、スイス（2261/4327/16606）、イギリス（4752/2327/30547）、米国（16742/-/39362）

[63] アガンベン、『ホモ・サケル』、p.157

「発展への強迫が今日これほど効果的なのは、それが亀裂のない一つの人民を生産するという生政治的な企図と一致しているからである。」<sup>[64]</sup>

## § 1.2.2 <根こぎ>にされ、難民化する人間

1910年におよそ3000万人であった移民人口は2009年に2億1400万人（女性が49%）に達したが、この増加した移民人口の半分以上はここ30年あまりの間に現れたものであった。<sup>[65]</sup> その同じ期間に、台風、洪水、干魃、地震などが起こる頻度に変化がないにも関わらず「自然」災害も急増し（図A）、<sup>[66]</sup> 難民人口も急増した（図B）。<sup>[67]</sup> これらの変化の共時性は、共通の要因が働いていることを明瞭に示している。共通の要因としてまず考えられるのは、この間に急速に進んだ「開発」である。（※図は次々頁）

地域の経済的・社会的な基盤は、「開発」で自立性や土地との結びつきを失うほどに変化の影響に対して弱くなり、変化があったときに内部でその影響を吸収できなくなる。また、「開発」は、地域を国家の主権権力との関係におき、地域の内部はそれを映した権力関係が支配するものとなり、地域で起こる紛争が内部では解決できないものとなる。そうして脆弱性が作り出されたところで圧力になる出来事が起これば、外部への人口の流出は避けられない。地域から流出した人々は、人権を保障する諸制度が整っておらず、法的・政治的諸制度による国家の暴力装置の制御が弱い国々では、地域社会の保護から離れた時点で、その国の国民であっても、主権権力のもとで<剥き出しの生>をさらして<例外状態>を生きることになる。「不法占拠者」等として。「南」の国々ではしばしばあることだが、複雑な民族・部族・カースト等の関係によって<生まれ>と<国民>との間に亀裂がある場合には、さらに脆弱な状態を余儀なくされる。国家全体にかかる圧力は、その国家からの人口の流出をもたらすが、その人々は既に<例外状態>に捉えられていたのであるから、客観的事実として<難民>である。「難民」と「移住労働者」との間の線引きは、ただ主観的なものに過ぎないのだ（※難民条約の定義で、本人の申請が難民認定の要件である）。

「発展」の名において進められてきたこの過程は何ら必然的なものではなく、人間のプロジェクトによるものであった。次に引用するのは2008年の国連世界食料デーにビル・クリントン元米国大統領が行った基調演説である。<sup>[68]</sup>

「我々は食糧をカラーテレビと同じに扱っている。違うのだ。食糧は商品ではない。農産物の自給ができなければ、ますます多くの人々が都市に出なければならぬ。そうなれば、土壌の質を維持することはもっと不可能なことになり、水、衛生、環境のバランスを回復することはもっと難しくなる。…世銀、IMF、大きな法人、そして全ての政府は、30年間にわたって、大統領であったときの私も含めて、しくじっていたことを認める必要がある。我々は、誤って、食糧を国際貿易される他の生産物と同じに考えていたのだ。我々は皆、もっと責任ある、持続可能な農業の形に戻らなければならない。」

クリントンが過ちを認めた30年間にわたる農業政策とは、アジア、アフリカ諸国に対して肥料や品種改良などの農業投資への国庫補助を出させ、最良の農地を輸出作物の栽培に充てさせ、食糧自給力を衰えさせたことである。また「構造調整」を強要して、国内農業をグローバル経済に組み込んだことである。農産物の輸出が増えるにつれ、輸入食糧への依存度が高まった。そこに加えて、「北」の食糧輸出国は自国農業の保護のために多額の輸出補助金を付けるようになったため、貧しい「南」の国々は価格競争を強いられ、輸出で利益を得ることも困難な状況に追いやられた。

[64] アガンベン、『人権の彼方に』, p.40

[65] 移住民の母国への送金額は1970年に推定20億ドルであったのが2000年に1320億ドル、2009年に3160億ドル（「南」の国への送金だけで）、他にインフォーマルな経路での送金額が同額程度はあるとも言われている。これは「北」の国々が拠出するODAの総額685億ドルをはるかに超え、「南」の国々のGDPの大きな割合を占めている。（IOMのデータによる）

[66] この図はUN-ISDR作成：<http://www.unisdr.org/disaster-statistics/occurrence-trends-century.htm>

[67] グラフはUNCHRが出している数値データから作成した。難民人口は、2008年末の時点で難民が1050万人、別に国内難民が2600万人、他にパレスチナ難民が470万人。なお、難民の8割は、第三世界の国々が受け入れている。

[68] ※全文：<http://www.clintonfoundation.org/news/news-media/speech-united-nations-world-food-day>

現在、「南」の国々の約7割もが食糧輸入国に転落している（※世界の栄養不足人口8億の8割は小農民である）。<sup>[69]</sup>

並行して国際機関の後押しで進められた1960年代の輸入代替工業化政策<sup>[70]</sup>、1970年代の輸出志向工業化政策等によって「南」の工業化が進んだが、それは「開発独裁」と呼ばれた政治体制を「南」の国々に生み出し、その強権により暴力的に進められたものだった。日本は、アジアの国々に対する戦争と植民地支配の加害賠償の代替えとして、これらの政権に対する経済協力をを行う形で政府開発援助（ODA）を抛出するようになった。「援助」と言っても、日本企業の進出を助けるため、米国が求める軍事的貢献の代替が必要であるため、また政治的影響力を及ぼすため、といった意味合いが強く、その内容はインフラ整備に偏り、しばしば現地で政治腐敗を引き起こしてきた。

この過程で、輸出工業団地をつくるために海が埋め立てられて漁民が追い払われ、その電力を供給するために山にダムが作られて先住民族が追い払われ、あるいは土地の再開発のために都市貧民や農民が追い払われた。生活が根差していた土地から「根こぎ」にされた人々は、スラムに流入し、低賃金・長時間労働の工場労働者になったり、移住労働に出ている。そうして国際市場の変動に左右されやすい状態に置かれ、また洪水、サイクロン、地震などが起こったときに、直ちに壊滅的な打撃を受けやすい状態に置かれるようになったのである。

新自由主義は「コモンズ（社会的共有物）」<sup>[71]</sup>を守っていた諸々の壁を新たに破壊した。外的自然（エネルギーや原料を得るための資源化、農業の産業化）に加え、内的自然（遺伝子工学による食糧や薬物の商品化）や文化（教育やコミュニケーション媒体の産業化）の「コモンズ」の囲い込みまでが進んできた。

「根こぎ」にされることは、環境（コモンズ）を含む生活の基盤や地域社会・国家の庇護を喪失することでの脆弱化だけでなく、人がその中で生きている意味空間を失うことであり、それは生の形式を奪われることである。それが、今日、「剥き出しの生」として例外状態に捉えられることを人間主体の側から見た場合の、重層的な意味なのだ。

「ある人にとって親しいものとなっている環境が突然消失し、それとともに彼があがめているもろもろの象徴も姿を消したとき、その人の心情の内奥に何が起るか。これまで生命の流れをその中に注ぎ込むよう教えられてきた言葉の数々が、いつもの意味を失ってしまった時、何が起るだろうか。」<sup>[72]</sup>

[69] 欧州では、輸出補助金は農産物価格の3～5割にもなり、農業への財政支援額は欧州連合の予算の半分以上である。クリントンの演説でも言及されている。「米国は食糧生産の輸出補助金を減らすべきだ。ヨーロッパの人々も、日本人も、輸出補助金を減らすべきだ。食糧が国際商取引の商品の一つに過ぎず、その最も有能な生産者であればどこにでもあれば好きなところに輸出すべきだ」という前提から補助金を出しているのであれば、誰もが考えるようには、よい結果にならないのだ。」

[70] 輸入代替工業化：輸入を国産で代替し、外貨制約を回避するための工業化

[71] 「コモンズ（Commons）」とは、生きるために社会的に共有しているものであり、資源化されていない環境のこと。英国の産業革命の過程で、誰でも利用できた放牧地が個人によって排他的に所有される「囲い込み（enclosure）」が起こったが、それを理念型として使われるようになった用語である（放牧地＝「コモンズ」、私有化＝「囲い込み」）。社会的に共有されるものは、その土地に根差した人間の生活を映す故に本来的に多様であるが、排他的に所有される私有財産でないこと、慣習法で使い方が決まっていることなどの共通する性格を持つものとして「コモンズ」と呼ばれる。本論では、イリイチの論考に沿って理解している。

- 日本の「入会地」、琉球王国の「地割制（土地の集団共有制度）」は、「コモンズ」的な性格を持つものと見ることができる。ちなみに、沖縄からの多くの移民が出た要因のひとつとして、琉球王国の崩壊と明治政府の政策によって「地割制」がなくなり、土地を売ったり、土地を担保にして移住の渡航費を手にするのができたことが挙げられている。（福井千鶴、前掲論文）
- 「コモンズに関する（明文化されない慣習）法が規定していたのは、道を使用する権利や、漁や狩りをする権利、放牧する権利、そして森でたきぎや薬草を集める権利でした。1本のカシの木もコモンズのひとつでした。その緑蔭は、夏には、羊飼いと羊の群れのものでしたし、どんぐりは、近隣の農民の豚のためのものでした。また、その乾いた枝は村の寡婦のためのたきぎになり、春に芽生える若枝は切り取られて教会の飾りになりました。さらに、日が落ちると、そこは、村の寄り合いのための場所になったかもしれません。…つまり共同体が存続するために必要とし、また様々な人や動物の群れが様々な仕方が必要としていた局面のことです。…以前には、どのような法体系においても、ほとんどの環境がコモンズとみなされていました。暮らしに必要なほとんど全てのものを、大部分の人は、市場に頼る必要もなくそこから引き出すのができたのです。囲い込みの後、環境は、第一義的には、『企業』のための資源となりました。」（イリイチ、『静けさはみんなのもの』（1982）、『生きる思想』所収、p.44-45）

[72] イリイチ、「無力な教会」、『気づきの祝祭』所収、尾崎浩訳、新評論、1969、pp.130-131

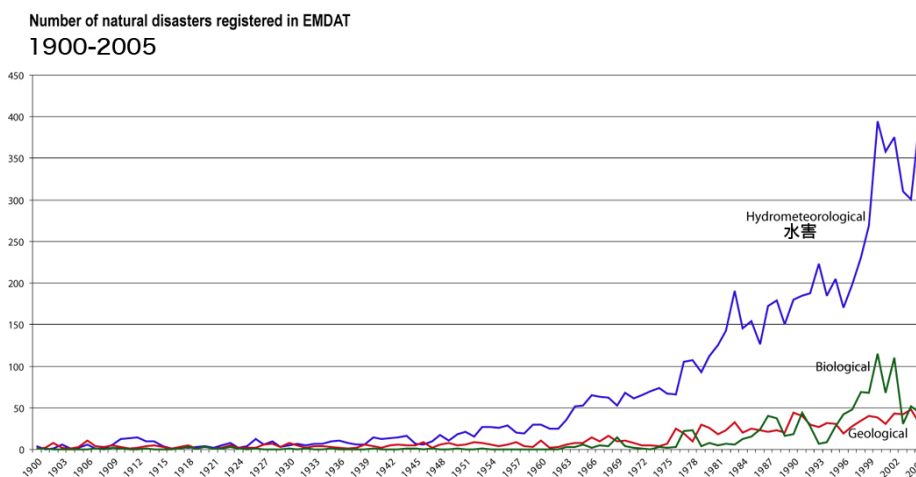
「南」から「北」への移民の歴史はここ 30 年間のことであるが、「北」から「南」への移民の歴史は 200 年間に及ぶ。

「1912 年から 1969 年の間に 5000 万人ほどの人間が欧州から他の地域に避難場所を求め、そのすべてが再定住を認められていたという。…現在、北への再定住は、特別の必要があるごく一握りの者にしか認められていない。…受け入れ数も全難民の 1%にはるかに満たない。」<sup>[73]</sup>

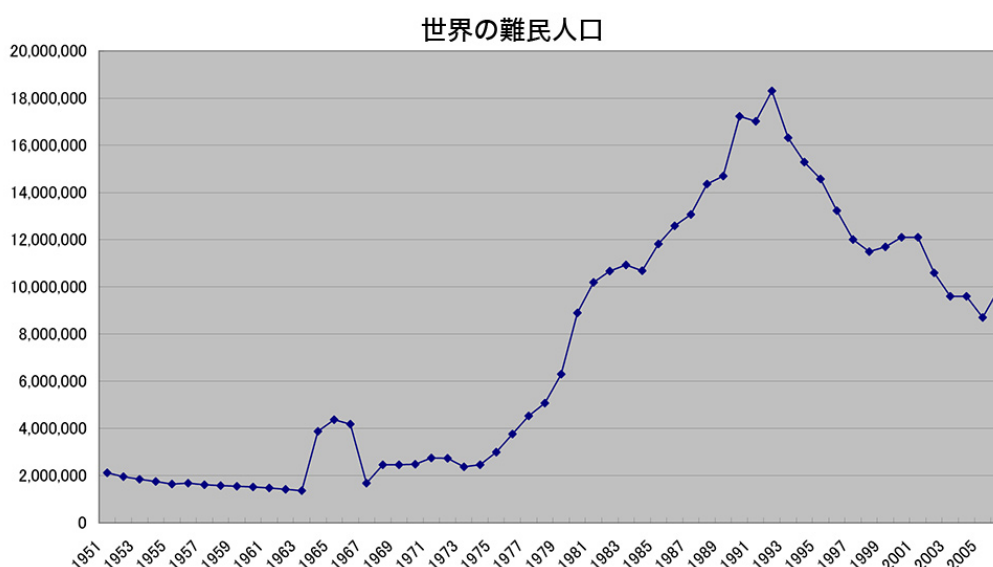
「第一世界の特別な義務は、資本主義的近代化の進行途上で生じた植民地化および地域文化根絶の歴史から結果として生じている。その上、1800 年から 1960 年にかけて大陸間移住の動きに参加した 80%以上はヨーロッパ人であり、彼らはこの移住によって利益を得てきた。…同時に、19 世紀から 20 世紀初期のこのヨーロッパからの脱出は、第二次世界大戦後の復興期のヨーロッパへの移住とは逆に、彼らの祖国の経済状況をも決定的に向上させた。いずれにせよ、ヨーロッパは大量移住の受益者だったのである。」<sup>[74]</sup>

215 年前、イマヌエル・カントは、「(西欧諸国の) 歓待に欠けた態度を考えていただきたい」と言って植民地主義による侵略と支配を素描して、「しかもこれを行っているのは、敬虔そうな言葉を語り、不正を水のように呑みこみながら、カトリックの信仰において選ばれた者と自称する人々なのである」と結んだ。<sup>[75]</sup> 今日、我々の態度はどうだろうか。

< 図 A >



< 図 B >



[73] 阿部浩紀, 前掲論文, p.89

[74] ユルゲン・ハーバーマス, 『他者の受容 - 多文化社会の政治理論に関する研究』, 法政大学出版会, 1996 (翻訳 2004) p.263

[75] イマヌエル・カント, 『永遠平和のために / 啓蒙とは何か』, 中山元 訳, 光文社文庫, 2006, pp.186-188

## § ノート II. 日本からの移住、日本への移住

1970 年代末までの日本は、単純労働に従事する出稼ぎ者や移民を多く送り出した国だった。<sup>[183]</sup> 日本政府は、時には渡航先で「不法滞在」になることを承知しながら送り出し、第二次世界大戦後は渡航先の国に対して到着と同時に永住権を与えるよう求めながら送り出した。<sup>[184]</sup>

1868 年（明治元年）から 1941 年の太平洋戦争勃発まで、およそ 77 万 6 千人の日本人移民が海外に渡航したと推定されている。<sup>[185]</sup> 北米、中南米、東南アジア、オセアニア、そしてシベリアまで。漁師に、農夫に、真珠採取夫になった。ブラジルのコーヒー園で、ニューカレドニアのニッケル鉱で、キューバの砂糖耕地で働いた。東南アジアの中では特にフィリピンに多くの人が出稼ぎに行ったが、<sup>[186]</sup> 主な職業は、娼婦（からゆきさん）、道路工夫、農夫、大工、木挽き、漁民、商人であった。日本人移民は、欧米植民地での奴隷制度廃止に伴う労働者不足のために大量に増えたアジア系移民の一部を為していた。また、1872 年に約 3500 万人だった日本の総人口が 1912 年には 5000 万人、1936 年には 7000 万人を超えたが、この急増した人口が圧力になって送り出されたのであった。

さらに、日本は近隣諸国を植民地化し、多くの日本人が満州、台湾、朝鮮半島、中国北部に植民した。なお、この植民によって多くの朝鮮人が土地を手放さなければならなくなり、<sup>[187]</sup> 第一次世界大戦後の急速な経済発展で低賃金労働者を求めていた日本に、また満州やシベリアにも、出稼ぎ者、移住者として押し出されることになった。中には強制的に徴用された人もいた。そんな中、1923 年に関東大震災が起きて、その混乱の中で朝鮮人約 900 人が虐殺される事件が起きた。敗戦時、「内地」には 200 万人以上の朝鮮人がいて、「外地」には民間人だけで約 320 万人、軍人を含めれば 600 万人を超える日本人がいた。

戦後は、食糧難や引揚者や失業者の莫大な人口を背景に、「土地がなくなる」等と危機感をあおる報道をさせ、戦前と同様な論理の国策で、1970 年代末まで主に南米への移民が行われた（1952-79 年に計約 6 万 6 千人）。無責任な宣伝で募ったため、これは「棄民」であったと評される。引揚者が多く含まれ、県別で見ると沖縄出身者が多かった。なお、沖縄出身者が多かったのは戦前も同様で、現在、日系人が 260 万人いる中で 30 万人が沖縄出身者である。同時期、在日朝鮮人の帰還事業が推進され、1946 年までに約 130 万人が帰還した。

1980 年代後半、外国人労働者の日本への流入が始まった。<sup>[188]</sup> 観光ビザ、学生ビザ、研修ビザで来日し、「不法就労」<sup>[189]</sup>

---

[183] 以下に記すデータは、『日米移民史学』（アラン・T・モリヤマ、PMC 出版、1988）、「南米移民と日系社会」（福井千鶴、『地域政策研究』、高崎経済大学地域政策学会、2003）、『難民』（市野川容孝、小森陽一、岩波書店、2007）などを参考にまとめた。

[184] 「日本に住む日系人を取り巻く問題について」（駐日パラグアイ大使・田岡功、[http://www.kyodai.co.jp/punto\\_de\\_vista\\_112j.html](http://www.kyodai.co.jp/punto_de_vista_112j.html)）

[185] 最初の日本人移民（「元年者」と呼ばれるハワイへの移民 153 名）は、米国人商人と江戸幕府の契約によるものであったために明治新政府に認められず、パスポートを持たない「非合法」移民であった。「元年者」は奴隷に等しい扱いを受け、結局明治政府に救出された。この失敗のために、以後 20 年間は北海道開拓を推進し、海外への出稼ぎ労働を認めなかった。

[186] 1898 年に米国の植民地となったフィリピンには米国本土の契約労働者移住禁止法が適用されたため、契約移民は禁止されていた。すなわち、これらの日本人出稼ぎ者は「違法な外国人労働者」であった。

[187] 「東洋拓殖株式会社は既にかんりの朝鮮人の怨府となって居る。彼等はその土地喪失、農民離村、経済的無産者化の原因をば東拓の土地経営に帰して居るのである。」（矢内原忠雄、1927）（『難民』、市野川容孝、p.149 での引用から）

[188] それまで中東に向かっていた東南アジア、南アジアからの出稼ぎ労働者が、オイルマネーによる好景気が終わりを迎えて行き場を失い、バブル経済期に入った日本に向かった。

[189] 「外国人研修・技能実習制度」は、安価な労働力を確保するシステムとして中小企業に利用されていて（月 6 万円の「手当て」だけ、といったケースが多い）、パスポートを取り上げての長時間労働の強制や性暴力、強制貯金、権利主張に対する強制帰国など、暴力の温床となっている。時間外労働・賃金不払いなどの不正行為を行った企業・団体は、2003 年は 92 件だったが 2007 年は 449 件と急増している。しかも、そうして表に出るのは明らかに氷山の一角である。そんな状況から逃亡してなんとか仕事を見つけて生きている人が、「不法就労者」「不法入国者」「不法滞在者」等と呼ばれているのである。元々は、1981 年に国際貢献と国際協力の一環として創設され、1993 年に研修に加えて労働者として実践的な技能・技術を修得する制度が導入された。政府は存続・拡大する方針を採っていると見られる。



する形をとったが、日本政府は黙認する政策を取った。<sup>[190]</sup>

1990年の入管法改定で単純労働をする外国人労働者を排斥する方針が固めたが、その代わりに南米日系人は職種による制限なしに就労できるようにした。<sup>[191]</sup>

バブル崩壊後、摘発と強制送還が厳しく行われるようになったものの、<sup>[192]</sup> 少子高齢化や若者の高学歴化・肉体労働忌避等の事情から依然として外国人労働者が必要とされていて（現在6600万人の労働人口は2030年には5000万人に減るものと見られる）、失業率は上がっていても製造業も農業も漁業も外国人労働者がいなければ立ち行かない状況であるために流入が止まるはずはなく、定住化も進んでいて、多くの非正規滞在者を抱える状態である。<sup>[193]</sup>

2010年現在、外国人登録者は約220万人<sup>[194]</sup>であり（内、子どもが約20万人）、非正規滞在者は9万2千人<sup>[195]</sup>である。<sup>[196]</sup>

日本は、移住労働が支えた歴史によって成立したグローバルな資本主義経済の体制において、責任を負う立場にあり（※世界銀行で日本が持つ議決権は7.9%。※米国が16.5%、独が4.5%、英仏が各々4.3%である。労働力人口に占める外国人労働者の比率は日本が1%、米国が13%、独8.8%、英4%、仏6%である）、また移住を引き起こしてきた諸原因との関わりで責任を負っている。

---

（「研修制度」についての註の続き）

- 2010年3月31日、日本に住む移住者の人権状況を調査したホルヘ・ブスタマンテ国連特別報告者は記者会見を行って、この制度は「奴隷制度になりかねない」と批判し、「搾取的で安価な労働力への需要を増幅させ、言論や移動の自由、身体や精神的健康の権利を侵害するような条件下の労働だ」と指摘する声明を発表した。米務省の人身売買に関する2007年版報告書も取り上げている。
- 2010年7月2日、初めて外国人実習生の過労死が労災認定された。蔣曉東さん（中国人）は2005年に研修生として来日し、金属部品メッキ処理工場で勤務、2008年6月、心不全により自宅で死亡した。亡くなる直前1ヶ月の残業は100時間を超えた。2年目以降、残業は月約150時間に上り、休みは月2日程だったという。
- この制度で来日して、作業中の事故や病気で死亡した人が2009年度は27人に上った。これは、過去最悪だった2008年度の35人に次ぐ多さであった。研修生らのほとんどが20～30代。27人の内訳は「脳・心臓疾患」が9人、「作業中」が4人、「自殺」が3人、「自転車事故」が3人、ほかは原因不明など。国別では中国21人、ベトナム3人、フィリピン2人、インドネシア1人。
- 2008年4月19日の朝日新聞に、長野県川上村に到着した中国人労働者の記事が載った。人口4800人の村に、中国東北部・吉林省の農民615人が来て、7ヶ月間働くという内容だった。研修生に支払われる手当は月々8万5千円。受け入れ農家は、他に、研修生の渡航費や光熱費、米代を負担する。住む場所は、例えば、4畳半の改装したカラオケボックスに2人で、という形。中国の送り出し機関が付けた日本名を使っている。（<http://www.asahi.com/national/update/0420/TKY200804190221.html>）

[190] ダブルスタンダードには、外国人労働者受け入れの社会実験としての意味があり、結果として深刻な社会問題が引き起こされることが証明されたとの説も目にする。人権を保障する措置を取らずに受け入れたら社会状況が悪化して当然ではないだろうか。いずれにせよ、このようにイレギュラーな形での移住労働を強いる体制は非人道的で、人権を無視したものであり、正当化しえないものである。

[191] ペルーやブラジルは80年代末～90年代初頭に経済危機に遭った。出稼ぎに出た日系移民の多くは、その影響を最も受けた中産階級に属していた。

[192] 2003年10月、入管・警視庁・東京都は「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を出して、取り締まりを強化した。また、同年12月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の一環として「不法滞在者5年半減計画」が策定され、全国的に取り締まりが強化された。牛久の外国人収容所の新規収容人数は2003年までは1760人だったが、2004年に4810人と3倍近くに増加した。

[193] 日本人の39歳以下の新規就農者数は年間約1万1千人。農業分野で急増する外国人「研修生」は2006年で7496人。

[194] 国籍別で構成を見ると、中国31.1%（約68万人）、韓国・朝鮮26.5%（約58万人）、ブラジル12.2%（約27万人）、フィリピン9.7%（約21万2千人）、ペルー2.6%（約5万7千人）、米国2.4%（約5万2千人）、他となっている。

[195] 非正規滞在者は、1993年の29万9千人をピークにその後は減少を続け、2006年に20万人を、2009～2010年に10万人を割った。なお、これは日本の人口比で0.09%である（※2米国で4～6.7%、英で0.8～1.1%）。法務省は非正規滞在者の減少について次のように誇った（2009/2/17）。『「平成16年からの5年間で、不法滞在者を半減させる。」とした政府目標の最終年となる平成20年も、引き続き、厳格な入国審査や関係機関との密接な連携による摘発など、総合的な不法滞在者対策を展開した結果、不法残留者の減少数は5年間で10万6,346人、平成16年1月1日から48.5%の減少となった。』

[196] 『出入国管理IMMIGRATION 2010』、法務省入国管理局

ところが、日本は、かつての日本と同じように貧困や人口圧力で困難な状況にある国々、かつて日本人の出稼ぎ者や移民を受け入れた国々からの出稼ぎ者を、その労働力に依存しておきながら、相手国には求めた永住権を自らは与えずに、「不法滞在者」と呼んだり「研修生」と呼んで憚らない政策を取っているのがある。